

国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則

〔平成16年4月1日
規則第58号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学において任用される教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定める組織)

第2条 法第4条第1項第1号により任期を定めて任用を行う教育研究組織は、別表のとおりとする。

(任期を定める職)

第3条 任期を定めて任用する教員(以下「任期付教員」という。)の職は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。ただし、学長が特別に認める場合には、任期を付けずに任用することができるものとする。

(適用除外)

第3条の2 任期の定めのある職員としての本学在職期間を有する者を任期付教員として採用されるにあたり、当該在職期間と第4条に定める任期を合計して10年を超えることとなる場合、原則として、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項に定める空白期間を経過していなければならない。ただし、勤務成績が優秀と認められる者については、この限りではない。

2 任期付教員として採用される者のうち、本学に在学している間に本学との間で任期の定めのある労働契約を締結していた者の前項の適用については、当該在学期間は、前項に定める在職期間に算入しない。

(任期及び再任)

第4条 前条に掲げる教員の任期は、教授は5年、准教授、講師及び助教は5年以内とする。ただし、次の場合については、当該日を終期とする。

(1) 当該任期の末日以前に、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則(平成16年規程第2号)第19条第2項に定める定年退職日(以下「定年退職日」という。)を超えることとなる日を迎える場合には、定年退職日

(2) 助教については、本学在職期間(任期の定めのある職員としての本学在職期間を含む。ただし、本学在学期間を除く。)が引き続き連続して合計10年を超えることとなる場合(次契約の契約期間の初日との間に労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項に定める空白期間が経過していない場合には前後の在職期間を通算して連続しているものとする)には、当該超えることとなる日の前日

2 准教授、講師及び助教の異動(採用、昇任、及び配置換(別表備考に掲げる配置換を除く)をいう。)時における任期は、前項に定める範囲内で別表に定める部局等において定める。

3 教員の再任後の任期及び再任の限度に関しては、第1項に定める範囲内で別表に定め

る部局等において定める。

- 4 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、人事委員会において定めることができる。

(育児休業等を取得した場合の任期の特例)

第4条の2 第4条の規定に基づき任期(この条の規定に基づく延長後の任期を含む。以下「当初任期」という。)を定めて採用された教員は、当該任期中に次の各号に掲げる休業等を取得した場合は、当該休業等の期間(当該任期中の期間に限る。)の範囲において、任期の延長を申し出ることができる。

- (1) 産前産後休暇(国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則の運用(平成16年4月1日制定)第21条関係第1項(5)及び(6)に掲げる特別休暇をいう。)
 - (2) 育児休業(国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則(平成16年規則第33号)第3条第1項又は第8項の規定に基づく育児休業(30日以上連続したものに限る。)をいう。)
 - (3) 介護休業(国立大学法人東京医科歯科大学介護休業等規則(平成16年規則第34号)第4条の規定に基づく介護休業(30日以上連続したものに限る。)をいう。)
- 2 前項の申し出を受けた学長は、教育研究の推進上必要性があると判断したときは、当該教員について任期の延長を決定する。この場合において、延長後の任期は、当該教員が延長を申し出た期間を当初任期に加算した期間とする。

(業績審査)

第5条 前条第3項に定める再任の可否を決定するに際しては、当該教員の任期中の業績審査を行うものとする。

- 2 前項の業績審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 教育活動に関する事項
 - (2) 研究活動に関する事項
 - (3) 臨床活動に関する事項
 - (4) その他本学の管理運営、地域社会への貢献等に関する事項
- 3 当該教員が、任期中に法令又は本学の規則により遵守すべき事項(以下「法令等」という。)に違反した場合には、その影響等を踏まえて業績審査を行い、再任の可否を決定するものとする。その教員が当該任期以前に本学に在籍し、その在籍期間中に法令等に違反していたことが発覚した場合も同様とする。
- 4 業績審査の実施についての必要な事項は、別に定める。

第5条の2 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条により、期間の定めのない労働契約に転換した(以下、「無期転換」という。)者は、無期転換前における当該教員任期と同一期間ごとに業績審査を行うものとする。ただし、当該期間の末日以前に、定年退職日を超えることとなる日を迎える場合には、定年退職日までとする。

- 2 前項の業績審査を行うにあたっては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(任用される者の同意)

第6条 任期を定めて任用する場合には、別紙様式により、当該任用される者の同意を得なければならない。

(規則の公表)

第7条 この規則を定め又は改正したときは、本学学報への掲載等により公表し、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教員の任期に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、配置換によらず、次に掲げる旧職から同表に掲げる新職となる教員であって、施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者については、当該任期の定めは、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

旧 職	新 職
助教授	准教授
助手	助教

附 則(平成20年5月29日規則第24号)

この規則は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月27日規則第20号)

1 この規則は平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正前の留学生センターから国際交流センターの教員になる者であって、施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則(平成21年9月24日規則第45号)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正前の医学部附属動物実験施設から動物実験施設の教員になる者であって、施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則(平成22年3月23日規則第30号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正前の疾患遺伝子実験センター及び先端研究支援センターから医歯学研究支援センターの教員並びに動物実験施設から実験動物センターの教員になる者であって、施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて任用された日から起算するものとする。

附 則(平成23年4月1日規則第45号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第62号）
（施行日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に、歯学部の教員から大学院医歯学総合研究科（歯学系）の教員になるもの及び改正前の大学院疾患生命科学研究部から生体材料工学研究所の教員又は難治疾患研究所の教員になる者であって、施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて任用された日から起算するものとする。

附 則（平成25年3月8日規則第19号）
（施行日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の当該任期については、改正後の規定にかかわらず、当初の任期とする。
- 3 この規則の施行日前から任期の定めのある教員に任用されている者の再任時の任期については、改正後の第4条第2項中「2年以内」とあるのを「3年以内」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日規則第53号）

この規則は、平成26年7月8日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年9月19日制定）
（施行日）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程の一部を改正する規程（平成26年規程第8号）及び研究・産学連携推進機構規則の一部を改正する規則（平成26年規則第70号）（以下、同規程及び同規則を合わせて「両規則」という。）の施行に伴い、両規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）に次の各号のセンターの教員から研究・産学連携推進機構の教員になる者であって、規則施行日前において定められた任期の末日が規則施行日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

- (1) 医歯学研究支援センター
- (2) 実験動物センター
- (3) 生命倫理研究センター
- (4) 疾患バイオリソースセンター
- (5) 再生医療研究センター
- (6) 脳統合機能研究センター

附 則（平成26年12月4日規則第134号）
（施行日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）に、歯学部の教員から大学院医歯学総

合研究科（歯学系）の教員になる者であって、施行日前において定められた任期の末日が施行日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて任用された日から起算するものとする。

附 則（平成 27 年 5 月 18 日規則第 124 号）

- 1 この規則は平成 27 年 5 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 2 条の規定にかかわらず、当分の間、別表に掲げる部局等に所属しない教員についても、任期を定めて任用を行う教育研究組織に所属するものとみなす。
- 3 前項の規定により任用を行う教員の再任の制限については、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、個別に定める。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 78 号）

（施行日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程の一部を改正する規程（平成 28 年規程第 6 号）（以下、本項において「改正組織運営規程」という。）、国立大学法人東京医科歯科大学統合教育機構規則（平成 28 年規則第 64 号）及び国立大学法人東京医科歯科大学統合国際機構規則（平成 28 年規則第 76 号）の施行に伴い、平成 28 年 3 月 31 日において現に改正組織運営規程による改正前の組織運営規程に規定する組織の教員であった者のうち、その翌日に統合教育機構又は統合国際機構の教員になる者であって、平成 28 年 3 月 31 日以前に定められた任期の末日が平成 28 年 4 月 1 日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日規則第 108 号）

（施行日）

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程の一部を改正する規程（平成 29 年規程第 3 号）（以下、本項において「改正組織運営規程」という。）、国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構規則（平成 29 年規則第 59 号）及び国立大学法人東京医科歯科大学統合情報機構規則（平成 29 年規則第 56 号）の施行に伴い、平成 29 年 3 月 31 日において現に改正組織運営規程による改正前の組織運営規程に規定する組織の教員であった者のうち、その翌日に統合研究機構又は統合情報機構の教員になる者であって、平成 29 年 3 月 31 日以前に定められた任期の末日が平成 29 年 4 月 1 日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則（平成 30 年 9 月 13 日規則第 83 号）

（施行日）

- 1 この規則は、平成 30 年 9 月 13 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 大学院医歯学総合研究科及び大学院保健衛生学研究科の改組に伴い、平成 30 年 3 月 31 日において現に大学院保健衛生学研究科の教員であった者のうち、その翌日に大学院医歯学総合研究科の教員になる者であって、平成 30 年 3 月 31 日以前に定められた任期の末日が平成 30 年 4 月 1 日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則（平成 30 年 2 月 5 日規則第 11 号）

この規則は、平成 30 年 2 月 5 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 18 日規則第 53 号）

この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 30 日規則第 82 号）

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 令和2年7月31日において任期中の教員の業績審査については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年5月31日規則第69号）

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は令和3年5月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 統合イノベーション推進機構の設置に伴い、令和2年3月31日において現に統合研究機構の教員であった者のうち、その翌日に統合イノベーション推進機構の教員になる者であって、令和2年3月31日以前に定められた任期の末日が令和2年4月1日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則（令和3年9月22日規則第93号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則48号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 統合教育機構の改組に伴い、令和4年3月31日において現に教養部の教員であった者のうち、その翌日に統合教育機構の教員になる者であって、令和4年3月31日以前に定められた任期の末日が令和4年4月1日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則（令和5年3月31日規則第53号）

- 1 この規則は、令和5年3月31日から施行し、令和5年3月1日から適用する。
- 2 統合イノベーション機構の設置に伴い、令和5年2月28日において現に統合イノベーション推進機構の教員であった者のうち、その翌日に統合イノベーション機構の教員になる者であって、令和5年2月28日以前に定められた任期の末日が令和5年3月1日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

附 則（令和5年4月19日規則第66号）

（施行日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行日の前日までに採用された助教については、改正後の第4条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月30日規則第77号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月28日規則第132号）

- 1 この規則は、令和5年11月28日から施行し、令和5年11月1日から適用する。
- 2 TMDU 感染症センターの設置に伴い、令和5年10月31日において現に大学院医歯学総合研究科の教員であった者のうち、その翌日に TMDU 感染症センターの教員になる者であって、令和5年10月31日以前に定められた任期の末日が令和5年11月1日以後となる者の任期については、当初の任期を定めて採用された日から起算するものとする。

別表（第2条関係）

教育研究組織の名称	
部局等名	専攻、講座、研究部門等
統合教育機構	
統合研究機構	
統合国際機構	
統合情報機構	
統合イノベーション機構	
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）	全講座・分野
大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）	全講座・分野
大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻生体検査科学講座	全分野
大学院保健衛生学研究所	全専攻・講座・分野
生体材料工学研究所	全研究部門
難治疾患研究所	全研究部門
病院	
スポーツサイエンス機構	
学生支援・保健管理機構	
職員健康管理室	
M&D データ科学センター	
TMDU 感染症センター	

備考 次に掲げる配置換により任用される場合の任期については、当初の任期を定めて任用された日から起算するものとする。

- (1) 部局等内における配置換
- (2) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）及び病院の相互間における配置換
- (3) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）及び病院の相互間における配置換
- (4) 学長が当初の任期を定めて任用された日から起算することが適当と判断する場合の配置換

同 意 書

年 月 日

国立大学法人東京医科歯科大学長

殿

氏 名

私は、

- (1) 国立大学法人東京医科歯科大学〇〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第4条第1項第1号及び国立大学法人東京医科歯科大学教員の任期に関する規則（以下「教員任期規則」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり任期により任用されるものであること

年 月 日 から 年 月 日 まで

- (2) 任期の更新については、教員任期規則及び国立大学法人東京医科歯科大学教員の業績審査に関する細則並びに部局の定める内規等に基づき、申請基準を満たした上で、任期中の業績審査により判断されること、かつ、労使双方が合意した場合に限り更新されること

以上のことを理解した上で、同意します。